

請 願 番 号	請 願 第 1 号	件 名	消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願
受理年月日	令 和 4 年 5 月 2 6 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市那加信長町2丁目74 各務原民主商工会 会長 野村 和義
付託委員会	総 務 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

新型コロナウイルス感染症が、日本で初めて確認されて2年半になりました。その影響による景気回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続いています。さらに、円安やロシアのウクライナ侵攻を原因とする輸入物資の高騰が、中小事業者を一段の経営難に陥れています。こうした中で、2023年10月から消費税にインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしています。

ところで、消費税法には事業者を納税義務者とする規定はあっても、その税を誰が負担するのかは定めていません。また、消費税は日本独特の名称で、諸外国では一般に付加価値税と呼ばれています。消費税が「預かり金」ではなく「対価の一部」であることは、国側の主張が認められた2つの確定判決(東京地裁1990年3月26日・大阪地裁同年11月26日)でも明らかです。すなわち、原告が「消費税は事業者が消費者から預かった税金なのだから、それを国に納めるのは事業者の義務」と訴えたのに対して、判決は「消費税は対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」としています。

インボイス制度が実施されると、これまで納税を免除されていた約1千万者といわれる小規模事業者やフリーランスが元請けや得意先から課税事業者になることを迫られ、「預かり金」でもない消費税負担を新たに強いられます。一方、インボイスを発行できない事業者は「取引から排除」「値引き」「廃業」のいずれかを迫られることは明らかです。

中小事業者は、地域社会で重要な役割を様々に果たしています。新型コロナウイルス感染症・輸入物資の高騰に苦しみながら必死に営業を守っています。こうした中でインボイス制度(適格請求書等保存方式)を実施することは、絶対反対です。

(請願事項)

1. インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施中止・延期を求める意見書を、国に提出してください。

請 願 番 号	請 願 第 2 号	件 名	消費税率を当面5%に引き下げを求める請願
受理年月日	令和4年 5月26日	請願代表者 住所・氏名	各務原市那加信長町2丁目74 各務原民主商工会 会長 野村 和義
付託委員会	民生 常任委員会	紹介議員	波多野こうめ、永治明子
(請願趣旨) 新型コロナウイルスの感染拡大で、世界経済は未曾有の不況に陥りました。なかでも日本経済は、消費税率10%への引き上げと複数税率の実施と重なって急激に景気が悪化し、消費不況を深刻にしています。 さらに、円安とロシアのウクライナ侵攻を原因とする輸入物資の高騰、すなわち日常必需品や食料品・ガソリンをはじめとする燃料等の相次ぐ値上げが、家計をひっ迫させています。厚生労働省が5月9日に発表した3月の毎月勤労統計調査によると、「物価変動の影響を除いた実質賃金は前年同月比で0.2%減」「原油高などによる物価上昇に、賃金の伸びが追いつかなかった」としています。 日本のGDP(国内総生産)は、個人消費に支えられています。今のままではさらに個人消費が冷え込み、日本経済を一層疲弊させることは明らかです。 世界では、コロナ不況対策として付加価値税(日本では消費税)減税が実施されていて、84ヶ国・地域に広がっています。日本でも、消費税率を引き下げて消費を喚起することこそ、コロナ不況に対する特効薬です。 (請願事項) 1. 消費税率を当面5%に引き下げを求める意見書を、国に提出してください。			

請 願 番 号	請 願 第 3 号	件 名	国に核兵器禁止条約の批准を求める意見書提出の請願
受理年月日	令 和 4 年 5 月 3 0 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市蘇原大島町7-159 各務原平和委員会 代表 横山 裕子
付託委員会	総 務 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

77年前、広島・長崎に投下された核兵器は、それ以降戦争で一度も使われたことはありません。その意味するところは、核兵器の使用は人類の破滅を招く絶対悪という認識が世界各国の指導者たちに共有されているところにあります。今年1月、核保有五大国（米ロ英仏中）は共同声明を出し「核戦争に勝者はなく、決して戦ってはならない」と述べています。

戦後、核兵器の廃絶は人類史的な平和目標となり、その目標実現の運動が1954年被爆国日本から始まりました。その後、紆余曲折を経ながら2017年、国連において核兵器を全面禁止する「核兵器禁止条約」が122カ国の賛成で可決され、昨年1月発効しています。しかし、核保有国を中心にこの条約に反対する国が禁止条約に反対する理由の一つに「核抑止」論があります。この「核抑止」論は核兵器を使う、つまり破滅的状況も生まれるということを前提にした政策であります。現にウクライナ戦争でのプーチン大統領の核兵器使用発言によってこの「核抑止」論の破綻が明らかになりました。それは同時に全人類の破滅的結末を回避するには核兵器廃絶の実現しかないことを示しています。

世界唯一の戦争による被爆国日本が一日も早く核兵器禁止条約を批准して核廃絶実現の先頭に立つことを求めるものです。

(請願事項)

1. 国に核兵器禁止条約に署名し、批准することを求める意見書の提出
2. 国に核兵器禁止条約締約会議にオブザーバー参加を求める意見書の提出

請 願 番 号	請 願 第 4 号	件 名	マスクによるいじめ、差別、分断を避けるための対応を市長及び教育長から発信することを求める請願
受理年月日	令和4年 6月1日	請願代表者 住所・氏名	各務原市各務東町6-120 丸山 景子（870名署名）
付託委員会	経 済 教 育 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	古川明美、杉山元則
（請願趣旨） 新型コロナウイルス感染対策の基本として、マスク着用の協力が求められる中、国は専門組織の提言を受け令和4年5月20日に屋外マスク緩和方針を発表しました。 これまでもマスクについては、「感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないので、過信しないでください。」など感染予防効果が限定的であること、及び「酸素不足による健康被害や熱中症」についての注意を国は促してきました。 市としても個人の事情を考慮し、時と場合に応じて、適切にマスクを着用するよう指導をしているとのことですが、子どもたちのマスク警察化、任意ではなくマスク強要が原因での不登校、マスクによるいじめ、差別、分断が現実的に起こっています。 幼稚園、学校でのマスク着用につきましては、「低酸素による健康被害や、表情というコミュニケーションツールが奪われることでの将来への影響が心配でマスクをつけたくない」意見と「感染防止対策のため、しっかりマスクを着用して欲しい」意見の両面があり、マスクをすること、しないこと、それぞれの選択が尊重されなければ人権を守ることはできません。 こうした状況を改善するためにも、国の方針に基づいた市長及び教育長からの発信が必要不可欠です。「いじめや差別、分断を生まないよう、マスクをすること、しないこと、どちらとも尊重し合う柔軟な対応をするよう」発信して、広く広報することをお願い致します。 （請願事項） いじめや差別、分断を生まないよう、マスクをすること、しないこと、どちらとも尊重し合う柔軟な対応をするよう市長及び教育長から発信をしてください。			